

# 国外扶養親族に係る扶養控除の見直しについて

## ■国外居住親族に係る扶養控除の見直し

国外居住親族に係る扶養控除等の適用に関しては、国外で一定以上の所得がある方について控除の対象となっているという課題を踏まえ、国外居住親族の扶養控除の対象となる親族の年齢要件を見直し、30歳以上70歳未満の者については一定条件に該当するものを除き扶養控除の適用対象から除外することとなりました。

扶養親族の居住地	～15歳	16～29歳	30～69歳	70歳～
国内	適用対象外(※1)	適用対象	適用対象	適用対象
国外	適用対象外(※1)	適用対象	適用対象外(※2)	適用対象

※1 平成24年度より、年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除(年少扶養控除)が廃止されています。

(16歳未満の扶養親族として、扶養している親族の人数には加算されます。)

※2 令和6年度より、留学生、障害者又は38万円以上の送金を受けているもの以外は扶養控除の対象外となります。(扶養している親族の人数にも加算されません。)

## ■30～69歳の国外居住親族が扶養控除の対象となる一定条件

国外居住親族のうち、30歳以上70歳未満の者については、下表のいずれかに該当する者以外は扶養控除の適用対象外となります。

対象者	提出又は提示が必要な書類(※3)
1.留学により非居住者となった者	外国政府または外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって在留者であることを称する書類
2.障がい者	障害者控除の要件に従う(※4)
3.その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者	送金関係書類(※5)でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類

※3 左の1、3に該当する者について、扶養控除の適用とする居住者は、年末調整または確定申告の際に、親族が1、3に該当する者であることを明らかにする資料を提示または提出する必要があります。

※4 障害者控除の適用を受けるために親族関係書類及び送金関係書類の提出または提示が必要となります。

※5 送金関係書類とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払をしたことを明らかにする書類(外国送金依頼書の控え)